

平成19年7月30日

栃木県知事

福 田 富 一 様

青木地区産業廃棄物対策委員会  
委員長 眞 嶋 雄 二

那須地域環境対策連絡協議会  
会 長 松 本 勇

## 緊 急 申 入 れ 書

日頃から、那須地域の発展のため、格段のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて私たちは、去る7月18日那須野ヶ原土地改良区連合において、県北健康福祉センター環境保全課の担当者と(有)柳産業が那須塩原市青木地区に計画している産業廃棄物最終処分場の規模縮小に伴う県の対応について協議しましたところ、県は安易に県環境影響評価条例の対象からはずし、住民への説明や那須塩原市の意見を聞くこともなく変更申請を受け付けてしまうのではないかと、危機感を募らせております。

つきましては、下記のとおり緊急申し入れをしますので、その趣旨に沿った対応をされるようお願い申し上げます。

### 緊急申し入れの趣旨

1. (有)柳産業からの環境影響評価条例除外申請を受理せず、環境影響評価を実施させること。
2. (有)柳産業に対し、同社からの協議書を受け付ける前に、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱第14条に基づき、住民説明会の開催を指示すること。
3. (有)柳産業の産業廃棄物最終処分場建設問題に関しては、環境保全及び住民意思

の尊重の観点から、毅然とした対応を示すこと。

## 緊急申入れの理由

### 1. 県環境影響評価条例対象逃れを許すな

青木地区における(有)柳産業の計画は、

- ・敷地面積 28万平方メートル
- ・埋立容積 517万立方メートル
- ・計画推移 樹木伐採後、10年間砂利採取、13年目より100年間埋立

という非常識な規模と時間軸で計画されました。

当然に、環境影響評価技術審議会を経て、知事の意見は事業者に対して、厳しい要求を行ってきました。

ところが、事業者はその厳しい要求に対して、次には規模を縮小し、環境影響評価条例を回避する動きにでてこようとしています。

環境影響評価条例に則し、知事が示した意見は規模に関わりなく考慮しなければならないものです。ひとたび県環境影響評価条例の対象となった規模での申請が知事の意見で規模を縮小するのではなく、知事の意見を見無視するために規模を縮小しようとしていることを重大な問題と捉えてください。

環境影響評価条例が守ろうとしてきた私たちの生活が、実質なんら制約を受けずに素通りしてしまうのではないかと懸念されます。

環境影響評価条例除外は、これを受理しないよう申し入れます。

以下にその理由を示します。

- (1). 私たちが生活し、子どもを育てている那須塩原市内には、既に 120ヶ所程度

の埋立を終了した産廃処分場があります。これに稼働中と計画中のものを加えると 180ヶ所程度の産廃処理施設が集中しております。

これらは今後長きに亘り、負の遺産として私たちの生活を脅かしていきます。

- (2). 私たちが当初から主張している複合汚染や複合的な地域住民への実害を考え

れば、総量規制もない状況の中で、個別の規模縮小は環境への配慮となり得ないものです。

- (3). 地下水及び地下水位の変動により那須疏水が汚染され、市民の飲料水や農業用水が汚染される危険性は規模に関わりなく、産廃施設の地理的条件によるものです。

- (4). 環境影響評価条例があればこそ守れる環境を安易に対象からはずし、私たちの負の遺産をさらに増やし続けることを行政が許すならば、私たちはより大きな闘争の場に向かってしまうでしょう。健康で文化的な生活を自力で守らなければなりません。

- (5). 私たちの生活環境、野生生物の生育環境については規模が縮小されても、直接的に受ける不利益になんら質的に変化はありません。

- (6). 規模が縮小されても、拡大可能な用地は確保されており、将来的に環境影響評価条例の対象となる規模へ拡大しないという保証はありません。

## 2. 住民意見を尊重せよ

(有)柳産業は、「栃木県廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき、住民説明会を開催しました。その説明会を受けて、私たち住民は、当該計画に対して反対の意思を表明し、署名活動を展開し、住民の反対の総意を明らかにし、自治会と環境保全協定が締結される見込みのないこと、地域の合意形成が成立する見込みがないことを具体的

に意思表示し続けてまいりました。

これまでも、県は「栃木県廃棄物の処理に関する指導要綱」を一貫して業者に守らせ、住民との合意形成を優先させてきたことは、高く評価すべきことと受け止めているところであります。

ところが、(有)柳産業が5月11日に県北健康福祉センターに対して最終処分場規模縮小をするにあたっての手続きについての照会で、7月3日の県北健康福祉センターの回答では規模縮小に伴う住民説明会は変更の協議書を受け取った後に、第14条に基づ

き県が再度住民説明会開催を指示するので、説明会を実施しなくても協議書を受け付けるとしています。このことに対し、私たちは断固抗議します。

今回の変更は、重大な変更であり、住民への説明を実施しない限り受け付けられないようにされたい。なお、住民への説明会には県北福祉センター環境保全課及び、県環境森林政策課も同席されたい。

### 3. 県は毅然とした対応を

(有)柳産業が那須塩原市青木地区に計画している産業廃棄物最終処分場はその規模が縮小されたとしても、住民に及ぼす危険性が減少するとは考えられず、水の汚染、大気の汚染、交通の安全確保など、住民の生命、健康、安全で安心できる快適な生活、農業や畜産業、商工観光業に重大な被害を及ぼす可能性が依然高い。

ところが県北健康福祉センターの来所記録書によると、(有)柳産業は県北健康福祉センターを去る5月11日に訪問し、計画規模縮小にあたっての手続きについて照会をした席上、「県の理解が得られないようであれば、法に基づく許可申請も検討せざるを得ない」などと話しています。

(有)柳産業は現在協議が進行中にもかかわらず、一方的な変更を行なおうとしており

ます。これに対し県はどのような法的な対応をするのか不明です。この点について断固抗議します。

栃木県知事

福 田 富 一 様

栃木県環境森林部長

小 林 恒 夫 様

栃木県環境森林部  
廃棄物対策課長

中 路 人 高 様

栃木県環境森林部  
環境森林政策課長

三 浦 義 和 様

栃木県保健福祉部参事兼  
県北健康福地センター所長

瀧 田 晴 夫 様

栃木県副知事様

栃木県環境森林部廃棄物対策課  
産業廃棄物対策室長

中 野 邦 栄 様

栃木県保健福祉部  
県北健康福地センター環境部長

伊 藤 功 様